

### 3. リフォーム相談体制整備・充実のためのチェックリスト

- 各地方自治体が地域住民からのリフォーム相談に対して、より円滑に対応し、住宅リフォームに対する地域住民の不安の払拭に努めていただくために、最低限整備・充実すべきと考えるリフォーム相談対応体制に係るポイントをチェックリストとして掲示する。
  
- 本チェックリストの使用要領は、以下のとおりである。
  - ・まず、本チェックリストを概観し、最低限整備・充実すべきリフォーム相談対応体制に係る全体像およびチェック項目を把握する。
  - ・4章～6章に掲載しているガイドライン本文にて整備・実施すべきリフォーム相談対応体制の各チェックポイントを把握する。
  - ・本チェックリストに戻り、本チェックリストにて現状を判定する。なお、判定に際しては、各チェック項目に係る現状を「○：できている △：検討中 ×：未実施」の3段階にて判定する。
  - ・「×：未実施」の判定結果の項目について、重点的に整備・充実していくことが望まれる。なお、整備・充実に際しては、本ガイドラインに掲載している種々実施例を参考にさせていただきたい。

## リフォーム相談体制整備・充実のためのチェックリスト

大項目	中項目	チェック項目	ガイドライン 参照先	実施の 現状 判定欄
相談体制	内部相談体制 の整備・充実	リフォーム相談に係る相談対応担当課を明確化し、リフォーム相談担当職員（兼務可）を配置している。	ガイドライン 「4.1」 6ページ参照	
		リフォーム相談対応担当課と内部関係部署との役割分担を明確にしている。	ガイドライン 「4.2」 6ページ参照	
	外部支援体制 の整備・充実	地域の外部専門家機関・組織との協力体制（ネットワーク）を構築している。	ガイドライン 「4.3」 8ページ参照	
相談担当 職員の 育成	—	リフォーム相談円滑対応のために必要な基本的知識をリフォーム相談担当職員が習得している。	ガイドライン 「5.1」 42ページ参照	
		リフォーム相談対応担当課にリフォーム相談担当職員用の外部専門家機関・組織作成のリフォームに係る相談ツールを配備している。	ガイドライン 「5.2」 43ページ参照	
地域住民等 への周知	—	地域住民用に主要な外部専門家機関・組織のパンフレット等の相談ツールをリフォーム相談窓口に配備している。	ガイドライン 「6.1」 48ページ参照	
		HPの設定・活用やリフォーム相談対応に有用な外部専門家機関・組織のHPにリンクを張るなどにより、地域住民等に対するリフォーム相談に係る周知活動を行っている。	ガイドライン 「6.2」 49ページ参照	